

平成27年第3回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成27年6月10日 開会

平成27年6月10日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成27年第3回新十津川町議会臨時会

平成27年6月10日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成26年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第4 議案第30号 平成27年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 第6 議案第32号 新十津川町固定資産評価員の選任について

○出席議員（11名）

1番	進藤	久美子	君	2番	杉本	初美	君
3番	鈴井	康裕	君	4番	小玉	博崇	君
5番	白石	昇	君	6番	西内	陽美	君
7番	安中	経人	君	8番	青田	良一	君
9番	長名	實	君	10番	笹木	正文	君
11番	長谷川	秀樹	君				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田	義信	君
副町長	小林	透	君
教育長	久保田	純史	君
総務課長	寺田	佳正	君
住民課長	中畑	晃	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	後木	満男	君
建設課長	村中	忠夫	君
教育委員会事務局長	遠藤	久美子	君
会計管理者	乗松	真寿美	君
代表監査委員	山本	忍	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 高 宮 正 人 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただ今から、平成27年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただ今出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。
3番、鈴木康裕君。4番、小玉博崇君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、報告第1号、平成26年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。
報告を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま上程いただきました報告第1号、平成26年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。
地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。
内容につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程いただきました報告第1号、平成26年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

総額1億1,409万9千円の繰越明許費予算措置につきましては、第1回定例会で議決をいただいておりますが、繰り越された事業につきましては、順次、発注、着手しておりますので、執行状況を含めて申し上げます。

はじめに、2款総務費、1項総務管理費、町有住宅環境整備事業は、金額2,300万円、翌年度繰越額2,300万円、未収入特定財源、国道支出金1,318万4千円、一般財源981万6千円です。これは、単身者向け住宅の整備を目的として、みどり町有住宅の改修を行うものでございます。現在は、職員住宅として利用しておりますが、町外出身の職員が増えており、町内に居住してもらうために、一定の改修が必要な状況となりましたので、本年2月に、地域の構造的な課題解決促進を目的として国の補正予算に計上されました、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型を利用し、整備を行うものです。現在、改修工事を進めており、7月に工事が完了する予定となっております。

同じく、1項総務管理費、若年層人口流入促進事業は、金額1,000万円、翌年度繰越額1,000万円、未収入特定財源、国道支出金600万円、一般財源400万円です。これは、本町の定住促進対策事業を、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型の対象とするために、対象者を若年層に限定して事業の整理を行ったものであり、事業の内容は、定住促進事業と同じものとなっております。現在、4件の交付決定という状況で、内訳は、町外から3件、町内から1件となっております。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、農業担い手育成支援事業は、金額700万円、翌年度繰越額700万円、未収入特定財源、国道支出金420万円、一般財源280万円です。事業内容は、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型を利用して、ピンネ農業公社への事業費負担を行うもので、執行額546万7千円、執行率78.1パーセントとなっております。

次に、7款商工費、1項商工費、プレミアム付商品券発行支援事業は、金額2,400万円、翌年度繰越額2,400万円、未収入特定財源、国道支出金2,394万8千円、一般財源5万2千円です。地域住民生活等緊急支援のための交付金の地域消費喚起・生活支援型などを利用して、商工会が発行するプレミアム付商品券に係る事業費の支援を行うものでございます。

同じく、1項商工費、ふるさと温泉運営費支援事業は、金額1,600万円、翌年度繰越額1,600万円、未収入特定財源、国道支出金960万円、一般財源640万円です。事業内容は、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型を利用して、ふるさと温泉運営費の支援を行うものです。グリーンパークしんとつかわの平成26年度決算が確定した後に執行される予定でありまして、現在の執行額は、ございません。

次に、8款土木費、5項住宅費、公営住宅維持管理事務は、金額6,982万円、翌年度繰越

額2,319万円9千円、未収入特定財源、国道支出金1,043万円9千円、一般財源1,276万円です。事業内容は、国の社会資本整備総合交付金を利用して、橋本団地の外部改修工事を行うもので、工事は、昨日、6月9日に発注となっております。

次に、11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設現年度災害復旧事業は、金額1,260万7千円、翌年度繰越額1,090万円、未収入特定財源、国道支出金864万円、町債210万円、一般財源16万円です。事業内容は、幌加清水沢線の災害復旧工事で、3月26日に工事の発注が行われ、8月下旬に竣工の予定となっております。

合計いたしまして、金額1億6,242万7千円、翌年度繰越額1億1,409万9千円、未収入特定財源、国道支出金7,601万円1千円、町債210万円、一般財源3,598万8千円でございます。

なお、説明の中に出てまいりました、地域住民生活等緊急支援のための交付金、国道支出金でございますが、この分につきましては、全額4月に入金されていることを申し添えます。

以上、繰越計算書の内容を申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成26年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第30号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算、第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第30号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算、第1号でございます。

平成27年度新十津川町一般会計補正予算、第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,376万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,379万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜り

たくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林 透君登壇〕

○副町長（小林 透君） ただ今上程いただきました、平成27年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）の内容をご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書におきまして、補正のある款のみ申し上げます。歳入。

18款、繰入金。補正前の額1億816万1千円、補正額1,376万3千円、計1億2,192万4千円。

歳入合計、補正前の額52億8,003万1千円、補正額1,376万3千円、計52億9,379万4千円でございます。

歳出でございます。

2款、総務費。補正前の額4億9,413万円、補正額702万円、計5億115万円。財源内訳といたしましては、すべて一般財源でございます。

次6款、農林水産業費。補正前の額4億353万1千円、補正額674万3千円、計4億1,027万4千円。財源内訳はすべて一般財源でございます。

歳出合計、補正前の額52億8,003万1千円、補正額1,376万3千円、計52億9,379万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。10ページから説明させていただきます。今回補正を行いますのは、2事業についてでございます。

まず2款1項5目企画費。既定額7,612万3千円、補正額702万円、計8,314万3千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容をご説明申し上げます。事業番号14番の新十津川町人口ビジョン及び総合戦略策定事業702万円でございます。これにつきましては、本町では本年度、まち、人、仕事創生法に基づき策定されました、国のまち、人、仕事創生長期ビジョン及び総合戦略、これに基づきまして地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定いたすということにしておりますが、地方版総合戦略につきましては、本年度から5か年のプランでございまして、交付金等の関係から10月までに策定することが望ましいというふうにしております。その策定までの期間を鑑みますと人口ビジョンの推計や総合戦略策定作業の一部の業務をコンサルタントに委託するという事が必要だという事で、今回、委託料として702万円を計上させていただくこととさせていただきます。

次、12ページ、13ページでございます。

6款1項2目農業振興費。既定額3億1,847万6千円、補正額674万3千円、計3億2,521万9千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業内容の説明を申し上げます。事業番号17番、地域おこし協力隊活動事業674万3千円でございます。これにつきましては、本年度2名の地域おこし協力隊を本町では募集をしております。そのうち、1名につきましては、6月1日から採用をいたしまして、現在、地場産品を用いた特産品開発及び販売業務の方に従事しております。また、もう1名につきましても、農業への支援業務に

従事する隊員といたしまして、採用を予定してございます。当初予算につきましては、募集経費のみを計上させていただいておりますので、この2名の採用に係る賃金ほか、経費を今回補正するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第30号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） お尋ねします。総合戦略の策定という事で、補正予算が組まれたという説明でございましたけども、私は、これは職員の手で作られるべきだというふうに思っております。前からそう思っていましたし、早くこれに着手しまして、本町の抱えている課題等を明らかにしてというふうなことが必要だというふうな事を、あちこちで主張してきたのですが、コンサルタントに委託をするという内容について、今、副町長の方からご説明がございましたけども、もう少し、どういう部分について委託をしなければならないのかという部分について、ご説明を願いたいというふうに思うんです。各種計画コンサルに委託した部分の成果も見ましたが、ほとんど出てくるものが、皆さん職員の方もご存知なように、滝川であろうが、砂川であろうが、新十津川であろうが、似たようなものが出てくるという部分を経験値として持っているわけでございますけども、今般の計画につきまして、果たしてそれでいいのかどうかという部分につきまして、若干、ちょっと疑問を感じる点がございます。従いまして、もう一度、委託をしなければならないという部分についての詳細を、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それからもう1点。地域おこしの協力隊の部分でございますけども、賃金ベースでいきますと400万円、1人200万という事でございますけども、果たして、こういった志のある方が、この200万の中で本町で生活をしていけるのかどうかという部分について、若干、疑問を感じるわけでございます。この方は、いったいどういう所に住んで生活をしていくのか、その辺の背景について、もうちょっと詳しくお話を聞かせていただいて、期待される成果等についても、併せて、もう一度、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

最初に企画費の増額部分で答弁。

はい、総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今8番議員さんのご質疑にお答えをいたします。委託にするという背景でございますが、まず、2月、3月の段階では、人口ビジョン及び戦略プランの策定に関する諸条件が策定されておらず、何とか、私ども職員の手で対応したいというふうに検討をしまいったところでございます。

新年度に入りまして、徐々に策定に関わる諸条件が示され、その諸条件を整理していきますと、非常に高い専門性が求められるというような事が分かってまいりました。例えば、人口ビジョン、人口推計等に関する事でございますが、単純な人口推計ということでは

ございませんで、各種、まちがほどこす戦略によって人口がどう増減するか、こういったところまで求められているような状況となつてございます。人口推計ということでございましたら、一定の時間をいただければ職員でも対応可能かとは思いますが、そういった専門性が求められるということから、委託という事に決定をしたいとしますのでございます。

また、総合戦略プランにつきましても、各種施策に重要業績評価指標K P Iといわれる設定が条件付けられておまして、そのデータ分析、情報については専門性を有するという事で、委託をするものでございます。

なお、コンサルタントに委託は行いますが、戦力の部分、何をまちはこれからしていくかという部分につきましては、コンサルタントにお任せするという事ではございませんで、コンサルタントにはデータの整理、文言の調整、そういった専門的なデータの分析をお願いし、戦略に盛り込む部分については、各種機会を用いまして、住民の方々の意見をふんだんに取り入れる、そういった手法をとってまいりたいというふうに考えてございます。

この議会の場、あるいは、総合行政審議会の場、地域懇談会、各種団体との懇談会、パブリックコメント、こういったものを活用して住民の総意による戦略を主として行きたいとしますのでございます。以上、説明とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

次に、地域おこし協力隊の部分での答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは8番議員さんの質疑にお答えいたします。地域おこし協力隊につきましては、町外の有能な人材を積極的に誘致すると、そして、その定住を図って地域の活性化に資するという目的を持っております。

その中で、まず1点目のご質問ですが、この賃金等の金額でやっていけるのかという部分のお答えですけれども、賃金につきましては、月額20万円という事で、月額としております。これにつきましては、農業の支援については、農家への支援もございますし、あと、産業活性化支援につきましては、イベントの手伝いですとか、そのようなものがございまずので、時間が若干不規則になるということがございまして、月額とすることで時間を気にせず落ち着いて活動に専念できるということで、月額20万円という金額としております。

あと、賃金以外に活動費といたしまして、月額車両の維持経費。うちのまちでは、やはり車を持たないと、なかなか活動ができないということがございまずので、車両費。あと住宅費についても、住宅費も町で持つという事で考えておりますし、その他に通信運搬費ということについても、活動経費の中でみていくということになりますので、活動する中では、この賃金額と活動費の中で地域おこし協力隊の方は、やっていけるというふうに考えております。

あと、住む場所ですけれども、今のところ役場前の消防の官舎が空いておりますので、そちらに入らせていただくという予定としております。1名については、もうすでに入らせていただいております。

あと、期待される背景といいますか、成果でございまずけれども、1名につきましては産業活性化の支援員、もう1名につきましては農業支援員という事なのですけれども、産業活性化の支援員につきましては、ブランド化ですとか6次産業化の推進、あと、観光資源の

発掘ですとか観光事業の推進、そのようなものに取り組んでいただきたいと。

農業支援につきましては、農家に出向いていただいて、農作業を支援しながら、自分も勉強しながら、うちのまちの農業を知っていただいて、最終的にはお二人とも、うちのまちに定住をしていただきたいというふうに考えております。

定住できないまでも、定住する道筋といたしますか、そのようなモデルケースになるような形で、この地域おこし協力隊を、役場と一緒に進めてまいりたいというふうに考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第31号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今、上程いただきました議案第31号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、橋本区自治会館建替工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、工事場所、新十津川町字中央。4、契約金額、金8,154万円。5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、参考資料として、裏面に指名業者名、工事の概要、履行期限を記載してございま

すので、お目通し願いたいと思います。

以上、提案理由、内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） これは建設課というよりは、総務課と教育委員会の方の質問になるかと思われるのですが、これから、こういった工事される時には、会館を壊してから建替えますので、その間、違った施設を借りて使うようになると思うのですね。ほかの行政区会館を借りる場合には、行政区会館の使用料というのは、行政区区長の裁量のおよぶところですから、それはそれでいいのですが、例えば、ほかの改善センターですとか、図書館の中の研修室、そういった所を使用させていただくときには、ただで使わせていただくような、そういった特段の配慮がされるのかどうかという事をお聞きしたいと思います。図書館の方の研修室といいますのは、行政区によりましては、改善センターというより図書館ですとか、青年会館の方が近い区もありますので、そちらの方の扱いはどうなるのかという事をお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今のご質問でございますが、行政区によっては建替えの期間中、一定の期間、他の施設を利用ということでご不便をかけることございます。そういった場合、町の公共施設、改善センター等の利用になろうかと思いますが、そういった場合については、配慮をできる、町長の認めるところで配慮できると考えてございますので、原則使用料はかからないというようなことになろうかと思いますが、ただ、施設によっての開館の時間というものが、一定の制約というものが伴いますので、すべて行政区の方のご希望通りに使用時間になるかという、ちょっとその辺はご相談をさせていただくことになろうかと思いますが、以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

教育委員会管轄ですか、それでは、答弁を求めます。

今ほどの中で、教育委員会関係の施設についても、同じような対応をしていただけるんだという事だと思いますけれども。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第32号、新十津川町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第32号、新十津川町固定資産評価員の選任について。

新十津川町固定資産評価員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央10番地9。氏名、中畑晃。昭和36年1月2日生まれでございます。

提案理由でございます。地方自治法第404条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

ご承知のとおり、6月1日付けをもって人事異動を行わせていただきました。新たに中畑晃氏が住民課長に就任をされましたので、固定資産評価に関する事務を司ることから選任をするものでございます。

何とぞ、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、新十津川町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成27年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

（午前10時38分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員